

令和4年4月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

2 視野障害の認定基準を改正します。

視野障害の認定基準には、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準を規定します。

【認定請求について】

- ✓ 新しい認定基準による請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。
- ✓ 今回の改正によって、これまで該当していた方が、該当しなくなることはありません。

〈お問い合わせ・相談窓口〉 ※お住まいの区の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係

門司区役所 (電話)093-321-4800

八幡東区役所 (電話)093-671-4800

小倉北区役所 (電話)093-582-3430

八幡西区役所 (電話)093-645-4800

小倉南区役所 (電話)093-951-4126

戸畑区役所 (電話)093-881-4800

若松区役所 (電話)093-751-4800

改正後の認定基準

基準	障害の状態
視力障害がある場合	視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの

基準	障害の状態
視力障害と視野障害がある場合※	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
	以下については「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」と同等とします。
	・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼中心視野角度が56度以下のもの
	・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のもの
	・自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

※「視力障害と視野障害がある場合」とは、視力障害のほか、視野障害もある場合に該当となる基準です。

(参考) 視力障害の認定基準の改正について

改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、手当が支給されない（紫囲い部分）

他方の眼の視力	0.03				
	0.02				
	0.01				
	0～手動弁				
		0.01以下	0.02	0.03	0.04

良い方の眼の視力

改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる（赤囲い部分）

他方の眼の視力	0.03				
	0.02				
	0.01				
	0～手動弁				
		0.01以下	0.02	0.03	0.04

良い方の眼の視力

: 視力障害がある場合

: 視力障害と視野障害がある場合※

※「視力障害と視野障害がある場合」とは、視力障害のほか、視野障害もある場合に該当となる基準です。